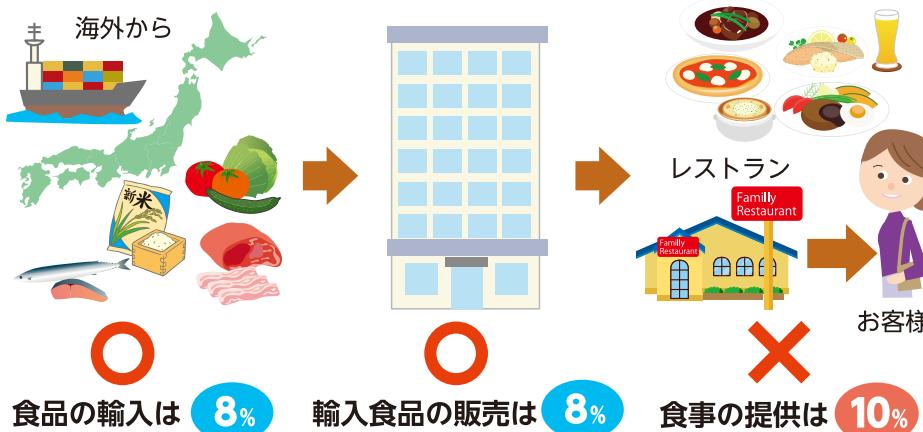


II 飲食料品の輸入取引

Q 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。



III 外食の範囲

Q ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか？

A 事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」になるのか、又は「持ち帰り」になるのかは、その場で飲食するか又は持ち帰るのかをお客様に意思確認するなどの方法により判定していただくことになります。



持ち帰りでといわれて8%で提供したお客様がその場で飲食をした場合は、お客様の意思が持ち帰りだったため8%のまま処理します。

Q ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか？

A ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒類を除く）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、食事に該当せず軽減税率の適用対象となります。



○ 食品の販売 8%



✗ 食事の提供 10%

ルームサービスは、客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」(10%)になります。

IV 「一体資産」の適用税率の判定

Q ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか？また、値引額は、どのような取扱いになりますか？

A 別々の商品として販売していたものは「一体資産」にはなりません。一括で販売した場合は、それぞれの商品の値引き前の対価の額を按分するなど合理的に算出します。ビールは軽減税率対象外、惣菜は軽減税率対象になります。（P.10の「一体資産」の要件を確認しましょう。）

食品と酒など
通常バラ売りの商品を
セットにしても、
税率の計算は
バラバラに行う



通常バラ売りは
○ 食品 8%
✗ 酒類 10%

V 「新聞の譲渡」の範囲等

Q コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか？また、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか？

A コンビニエンスストアで販売される新聞は週2回以上の定期購読ではないため10%となります。またインターネットを通じて配信する電子版の新聞は「新聞の譲渡」に該当せず「役務の提供」となるため、10%となります。したがっていつも軽減税率対象とはなりません。

価格表示は分かりやすく

税率の引上げに伴って価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法(総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示)によって、価格表示の変更が必要かどうかが異なります。

さらに同じ商品でも店内飲食かテイクアウト等で税率が異なったり、似たような商品であっても税率が異なる場合があります。お客様にとってわかりやすい表示をするように心がけることが重要です。



ケース1 ● 軽減税率対象商品を販売していない

消費税転嫁対策特別措置法により、様々な表示方法が可能となっています。価格表示の変更が必要か確認するとともに、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて、今一度表示方法を検討すると良いでしょう。

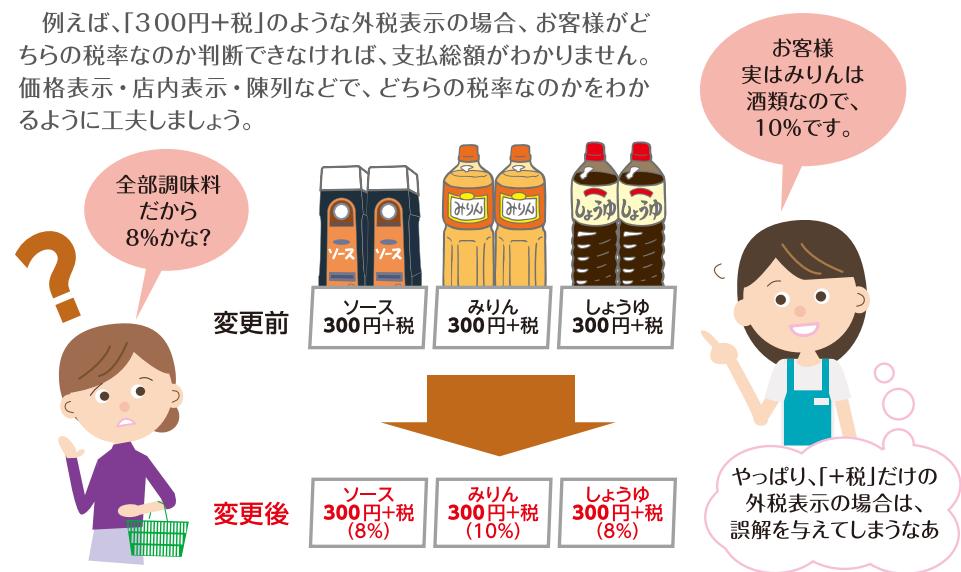
表示方法	メリット	デメリット
税込価格のみ表示  11,000円 (税込)	・支払総額が明確	・値上がりした印象が強い ・価格表示の変更作業が発生
特例* 総額表示 税抜・税込価格の併記 (税抜価格の強調表示)  10,000円 (税込11,000円)	・値上がりした印象が弱い ・本体価格が変わらないことをアピールしやすい ・支払総額(消費税額)が明確	・価格表示の変更作業が発生
外税表示  10,000円 (税抜)	・値上がりした印象が弱い ・本体価格が変わらないことをアピールしやすい ・価格表示の変更作業が不要	・支払総額がわかりにくい ・消費税額の把握が困難

うち
は
「税抜価格の強調表示」
にしようかな。

(※) 消費税転嫁対策特別措置法により2021年3月31日まで認められている特例

ケース2 ● 軽減税率対象と対象外の商品がお店に混在している

例えば、「300円+税」のような外税表示の場合、お客様がどちらの税率なのか判断できなければ、支払総額がわかりません。価格表示・店内表示・陳列などで、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。



ケース3 ● 同じ商品でも8%の時と10%の時がある

軽減税率制度では、①テイクアウトや出前と店内飲食のいずれの方法でも飲食料品を提供する飲食店や、②伊ートインスペースのある小売店等の事業者で、同一の飲食料品を販売する際に、適用される消費税率が異なる場合(店内飲食=10%、テイクアウト=8%等)が想定されています。

政府は、適切な価格表示を推進すること等を目的に、同一の飲食料品の販売に異なる消費税率が適用される場合の価格表示の具体例を公表しました。それらも参考に、どのような価格表示を選択するか検討しましょう(P.17 ~ 20 参照)。

総額表示の例	外税表示の例
 クリームパン 108 円(税込) 【店内飲食 110円(税込)】	 クリームパン 100 円 +(店内掲示等)
当店の価格は全て税抜表示となっております。 なお、持ち帰りと店内飲食では税率が異なりますので、消費税額が異なります。	

総額表示の具体的な方法

どのような価格設定を行うかは事業者の任意です。そのため、テイクアウト等(軽減税率)と店内飲食(標準税率)で異なる税込価格を設定したり、同一の税込価格を設定することが可能です。総額表示による価格表示方法としては、以下の3つの方法が考えられます。

●テイクアウト等と店内飲食の両方を表示

「テイクアウト等」と「店内飲食」が同じくらいの割合で利用される事業者が、お客様が価格判断を行う際の利便性を向上するなどの理由により、両方の税込価格を表示することが考えられます。

①飲食店等

メニュー	
カレーライス	600円 (589円)
焼きそば	650円 (638円)
ウーロン茶	200円 (196円)

※下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー	
店内飲食 (出前)	
カレーライス	600円 (589円)
焼きそば	650円 (638円)
ウーロン茶	200円 (196円)

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

クリームパン 108円
(イートイン 110円)

※両方の税込価格にあわせて、税抜価格または消費税額を併記することも可能です。

●テイクアウト等と店内飲食のどちらか片方のみを表示

「テイクアウト等」または「店内飲食」のどちらか片方の利用がほとんどであったり、両方の価格を表示するスペースがない場合などに、どちらか片方のみの税込価格を表示することが考えられます。

①飲食店等

メニュー	
ラーメン	770円
チャーハン	660円
ウーロン茶	198円

※テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。

出前メニュー	
ざるそば	500円
月見そば	550円
サイダー	190円

※店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

クリームパン 108円
(店内掲示等)

イートインコーナーを利用される場合、税率が異なりますので、別価格となります。

●テイクアウト等と店内飲食を同一の「税込」価格で表示

事業者の判断(※)により、「テイクアウト等」と「店内飲食」の税込価格が同じになるように、テイクアウト等の税抜価格を高く設定、または店内飲食の税抜価格を低く設定し、税込価格を統一して表示することができます。

ただし、納税額を計算するためにどちらの税率で商品を販売したかを区分しておく必要があります。

①飲食店等(テイクアウト等と店内飲食の両方を行う事業者)

メニュー	
かけうどん	490円
おにぎりセット	550円
かつ丼	710円

メニュー	
チャーシューメン	820円
ラーメン	730円
チャーハン	690円

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

メロンパン 150円

※事業者の判断の具体例は以下の通りです。

○テイクアウト等の税抜価格を上げる例

- ・「出前」について配送料分のコスト上乗せする
- ・「テイクアウト」について、箸や容器包装等のコストを上乗せする

○店内飲食の税抜価格を下げる例

- ・「店内飲食」について、提供する飲食料品の品数を減らす
- ・店内飲食の需要を喚起するため

○従業員教育の簡素化や複数の価格を表示することに伴う客とのトラブル防止に資する など

★適正な転嫁等の観点から以下の点に留意が必要です。

- ①「全て軽減税率が適用されます」「消費税は8%しかいただきません」といった表示は、消費税転嫁対策特別措置法や景品表示法により禁止されています。
 - ②テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、お客さまから質問があった際に、上記の具体例も参考にしつつ、合理的な説明をすることが必要となります。
- ⇒お客様の疑問を減らすため、あらかじめ店内掲示等により、テイクアウト等と店内飲食の税込価格が同じである理由を表示しておくことも考えられます。

※景品表示法上の有利誤認表示に該当する恐れもあり、また、消費者の利便性の確保の観点から、店内掲示等により、店内飲食(またはテイクアウト等)では価格が異なる旨の注意喚起を行うことが望ましいです。

外税表示の具体的な方法

消費税転嫁対策特別措置法の適用期限(2021年3月31日)までは、誤認防止措置を講じている場合に限り、特例として外税表示が認められています。

①飲食店等(テイクアウト等と店内飲食の両方を行う事業者)

両方の消費税額を表示

メニュー	
本体価格	税額 (店内飲食/テイクアウト)
ピザ	400円 (40円/32円)
ポテト	300円 (30円/24円)
コーラ	150円 (15円/12円)

片方の消費税額を表示

出前メニュー	
かけうどん	450円+36円(税)
おにぎりセット	500円+40円(税)
カツ丼	650円+52円(税)
※店内飲食の場合、税率が異なるため消費税額が異なります。	

※税抜価格とともに消費税額を表示する場合は、テイクアウト等と店内飲食で適用税率が異なるため、両方の消費税額を表示する(または、一定の注意喚起とともに、どちらか片方のみの消費税額を表示する)ことが望ましいです。

税抜価格のみを表示

メニュー	
ピザ	400円 (税抜)
ポテト	300円 (税抜)
コーラ	150円 (税抜)
※店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なるため消費税額が異なります。	

出前メニュー	
ざるうどん	650円+税
月見うどん	730円+税
カレーライス	850円+税
※出前と店内飲食では、税率が異なるため消費税額が異なります。	

※税抜価格のみを表示する場合は、店舗内の目立つ場所にテイクアウト等と店内飲食で適用税率が異なる旨について掲示するなどの方法により、消費税に対して注意喚起を行うことが望ましいです。

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

クリームパン 108円



(店内掲示等)

当店の価格は全て税抜となっております。なお、持ち帰りと店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。

〈参考〉その他の表示方法

テイクアウト等と店内飲食で異なる税込価格を設定する場合には、あらかじめ「テイクアウト等用メニュー」と「店内飲食用メニュー」の2種類を用意し、お客様にどちらを利用するか意思確認を行ったうえで、該当するメニューをお渡しして商品を選んでいただくことも考えられます。

また、お客様の誤解や従業員の間違いを防ぐため、店内飲食とテイクアウトでメニュー表の色を変える等、明確に分けることも一手です。

【総額表示の例】

店内飲食メニュー	
ピザ	440円(税込)
ポテト	330円(税込)
コーラ	165円(税込)

テイクアウトメニュー	
ピザ	432円(税込)
ポテト	324円(税込)
コーラ	162円(税込)

【外税表示の例】

店内飲食メニュー	
ピザ	400円+40円(税)
ポテト	300円+30(税)
コーラ	150円+15(税)

テイクアウトメニュー	
ピザ	400円+32円(税)
ポテト	300円+24円(税)
コーラ	150円+12円(税)

【税抜価格の強調表示の例】

店内飲食メニュー	
ピザ	400円(税込440円)
ポテト	300円(税込330円)
コーラ	150円(税込165円)

テイクアウトメニュー	
ピザ	400円(税込432円)
ポテト	300円(税込324円)
コーラ	150円(税込162円)